

平成29年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民事訴訟法（配点：80点）

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民事訴訟法)

第 1 問

当事者能力について、次の各問に答えなさい。

(配点：40 点)

問 1 当事者能力と民法上の権利能力との関係について論じなさい。

問 2 Xは、法人でない社団であるが、Xによると、Xの所有する甲土地をYが不法占拠している。そこで、Xは、Yを被告として、Xの甲土地所有権に基づき甲土地の明渡しを求める訴えを提起したいと考えている。この場合、この訴えについて、Xの当事者能力との関係で訴訟法上問題となる点を挙げて、論じなさい。

(民事訴訟法)

第 2 問

Xは、Yを被告として、200 万円の売買代金の支払を求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。その際、Xは、Yに対する 1000 万円の売買代金債権のうち、さしあたり 200 万円の支払を求める旨、訴状で明らかにしていた。これを前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40 点)

問 1 本件訴えを審理した結果、裁判所は、1000 万円の売買代金債権のうち 300 万円の債権が存在するとの確信を得るにいたった。この場合、裁判所は、どのような判決をすべきか。

問 2 本件訴えを審理した結果、裁判所は、1000 万円の売買代金債権のうち 100 万円の債権が存在するとの確信を得るにいたった。そこで、裁判所は、Y に 100 万円の支払を命じるとともに、その余の請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。そのあとで、Xは、Yに対して、1000 万円の売買代金債権のうち、まだ支払を命じる判決を得ていない 900 万円の支払を求める訴えを提起した。判例の立場を前提にした場合、裁判所は、この Xの訴えをどのように扱うべきか。